

公 告

下記森林について、森林経営管理法第4条第1項の規定により経営管理権集積計画を定めたため、同法第7条第1項の規定により公告する。

なお、定めた経営管理権集積計画については、下記場所において縦覧に供する。

令和6年 8月26日

大崎市長 伊藤 康志



記

1 経営管理権集積計画の対象森林

整理番号	森林の所在	林班	地目	面積 (ha)	経営管理権の存続期間	備考
三本木2集 19	大崎市 三本木齊田 字伊勢堂	1林班ハ	山林	0.29	2024.6.30~2040.3.31	
小計		1件		0.29 ha		
鬼首4集 1	大崎市 鳴子温泉鬼首 字小豆畑	153林班ハ他	保安林地	7.52	2024.7.1~2040.3.31	
小計		1件		7.52 ha		
総計		2件		7.81 ha		

2 閲覧場所

大崎市産業経済部農村環境整備課、大崎市のホームページ（リンク）

3 本公告により、大崎市に経営管理権が、森林所有者に経営管理受益権がそれぞれ設定される

4 経営管理権集積計画及び図面

別添のとおり

以上